

# 給付年金コーナー

## 国民年金保険料は納付期限までに納めましょう

令和4年4月分から令和5年3月分までの国民年金保険料は、月額16,590円です。保険料は、日本年金機構から送られる納付書により、金融機関・郵便局・コンビニで納めることができます。また、クレジットカードや口座振替による納付もできます。

納付期限は「納付対象月の翌月末」と定められています。納付期限までに保険料を納めないと障害基礎年金や遺族基礎年金を受給できない場合がありますので忘れずに納めてください。

なお、国民年金保険料の納付が経済的に難しい場合は、保険料の納付が免除される制度や猶予される制度がありますので、町役場の国民年金窓口へ相談してください。

問合せ 秩父年金事務所 ☎27・6560

## 令和4年度国民健康保険税のお知らせ

国民健康保険税は、皆さんで医療費を出しあうための目的税です。

**納税義務者は“世帯主”です。**世帯に1人でも国民健康保険の加入者がいれば、納税通知書などは世帯主に送られます。

**【令和4年度国民健康保険の税率】** .....

区分	算定基礎	医療給付分	後期高齢者支援分	介護給付金分
所得割	(総所得金額－基礎控除【※】)×	5.5%	1.1%	1.1%
資産割	固定資産税額×	40.0%	—	—
均等割	加入者数×	10,000円	7,200円	7,200円
平等割	1世帯あたり	14,000円	—	—
賦課限度額		65万円	20万円	17万円

【※】基礎控除は、前年の合計所得金額が2,400万円以下の方は43万円、2,400万円超の方は地方税法で定める額となります。

世帯の合計所得が一定の基準を下回る場合等、軽減措置が受けられる場合があります。

合計所得による軽減措置を受ける場合は、収入がない方、扶養されている方又は遺族年金や障害年金のみの受給者などでも、16歳以上(4月1日現在)の方は、住民税の申告をする必要があります。

問合せ 税務会計課 課税担当 ☎66・3111 内線112

## 6月の納期

### ●町県民税

#### ■普通徴収(第1期分)

#### ■特別徴収(令和4年度第2期分)

※今月支給される年金から天引きされます。

### ●国民健康保険税

#### ■特別徴収(令和4年度第2期分)

※今月支給される年金から天引きされます。

### ●後期高齢者医療保険料

#### ■特別徴収(令和4年度第2期分)

※今月支給される年金から天引きされます。

### ●介護保険料

#### ■特別徴収(令和4年度第2期分)

※今月支給される年金から天引きされます。

※6月からの特別徴収(年金天引き)開始

令和3年度の介護保険料を納付書や口座振替で納付していただいていた方のうち、令和4年度の介護保険料を6月の年金から特別徴収(年金からの天引き)で納付していただく方に、令和4年度介護保険料特別徴収開始のお知らせを送付します。

納期限は6月30日(木)です。口座振替の場合は6月27日(月)が振替日になりますので、ご利用の方は残高をご確認ください。

問合せ 役場 ☎66・3111

町県民税 税務会計課課税担当 内線115  
国民健康保険税 税務会計課課税担当 内線112  
後期高齢者医療保険料 町民課給付担当 内線123  
介護保険料 健康福祉課介護保険担当 内線128